資料３－３

滋賀県消費者基本計画における指標の目標/県政モニターアンケート結果（抜粋）

滋賀県消費者基本計画における指標の目標

	指標							備考欄
	項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	現状(令和5年度)	目標(令和7年度)	
Ⅰ 安全・安心な消費生活の確保	1	事業者向け景品表示法に係る講座における理解度	95.9%	—	85.3%	93.9%	95%	100% (各年度)	講座参加者へのアンケート調査
	2	食品製造工場および飲食店等の「衛生管理計画」の作成状況の確認と指導	— (令和3年度から実施)	—	100%	100%	100%	100% (各年度)	(第2次)滋賀県食の安全・安心推進計画(各年度の許可継続施設に対する確認率)
Ⅱ 「自ら考え行動する」消費者になるための支援	3	しらしがメール/LINEの「消費生活情報」登録者数	27,000人	27,078人	26,470人	26,025人	2,280人	30,000人	令和5年度途中でしらしがシステムの変更あり
	4	教育者向けの支援に関し、今後に役立つと回答した教育者の割合	—	100%	100%	100%	100%	100% (各年度)	支援を行った方へのアンケート調査
	5	消費者教育教材「社会への扉」等を活用した、実践的な消費者教育を実施する高等学校(特別支援学校の高等部を含む)の割合	82.2%	91.8%	97.3%	86. 7%	85. 1%	100%	若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム(消費者庁、文部科学省、金融庁、法務省)
	6	「エシカル消費」の実践として、地産地消を心掛ける消費者の割合	67.6% (令和2年度実施)	70.4% (令和3年度実施)	70.4% (令和4年度実施)	68.1% (令和5年度実施)	60.8% (令和6年度実施)	80%	県政モニターアンケート
	7	食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合	78.3% (令和2年度実施)	80.7% (令和3年度実施)	80.5% (令和4年度実施)	78.4% (令和5年度)	— (令和6年度未実施)	80%	滋賀県食品ロス削減推進計画 県民アンケート
	8	家庭系食品ロスの年間発生量(推計) (県内の家庭から発生した食品ロスの年間発生量)	2.8万t (平成29年度)	2.7万t (平成30年度)	2.5万t (令和元年度)	2.5万t (令和2年度)	— (令和3年度推計値集計中)	2.5万t(令和5年度) 2.1万t(令和12年度)	滋賀県食品ロス削減推進計画
Ⅲ 消費者被害の防止と救済	9	「消費者ホットライン188」を知っていると回答した消費者の割合	33.3% (令和2年度実施)	32.4% (令和3年度実施)	31.7% (令和4年度実施)	34.6% (令和5年度実施)	31.7% (令和6年度実施)	50%	県政モニターアンケート
	10	県消費生活センターによるあっせん解決率	90%	90%	88.9%	91. 9%	90.6%	90%以上 (各年度)	
	11	消費者安全確保地域協議会設置市町の県内人口カバー率	9%	34%	34%	34%	34%	50%	地方消費者行政強化作戦2020(消費者庁)
	12	県・市町の消費生活相談員の研修参加率	92.7%	90.0%	91.7%	91. 9%	100%	100% (各年度)	地方消費者行政強化作戦2020(消費者庁)

県政モニターアンケート結果（抜粋）

【問3】あなたは、「エシカル消費※」または「倫理的消費」という言葉を知っていますか。（n=265）
※「エシカル消費」とは、人や社会、環境に配慮したものやサービスを選択する消費行動のこと。
例）地産地消、グリーン購入（環境に配慮した製品の購入）

項目	人数（人）	割合（%）
内容も含めて知っている	60	22.6
聞いたことはある	85	32.1
聞いたことがない・知らない （このアンケートで初めて知った）	120	45.3
合計	265	100.0

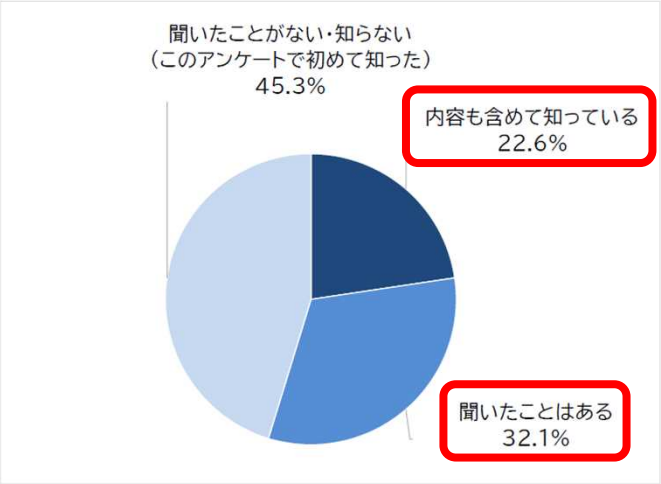

【問6】エシカル消費に関して、当てはまるものを選択してください。
（5）地産地消を心掛ける（n=265）

項目	人数（人）	割合（%）
意識的にかなり実践している	56	21.1
意識しており、ある程度実践している	105	39.6
意識しているが、あまり実践できていない	70	26.4
今まで意識していなかったので、 今後は実践したい	13	4.9
あまり意識しておらず、実践するつもりもない	21	7.9
合計	265	100.0

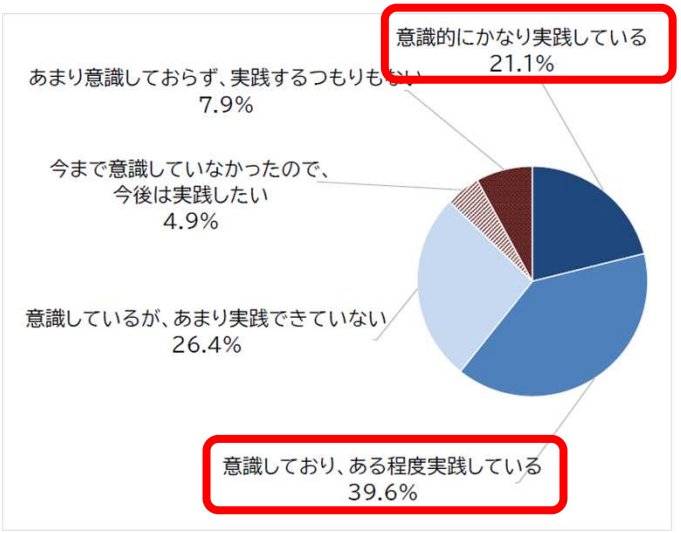

県政モニターアンケート結果（抜粋）

【問12】「消費者ホットライン」は、電話で3桁の「188」番にかけると、お近くの消費生活センター（または消費生活相談窓口）につながり、消費生活相談の最初の一歩をお手伝いするものです。
（1）「消費者ホットライン」という名前を知っていますか。（n=265）

項目	人数（人）	割合（%）
知っている	135	50.9
知らなかった （このアンケートで初めて知った）	130	49.1
合計	265	100.0

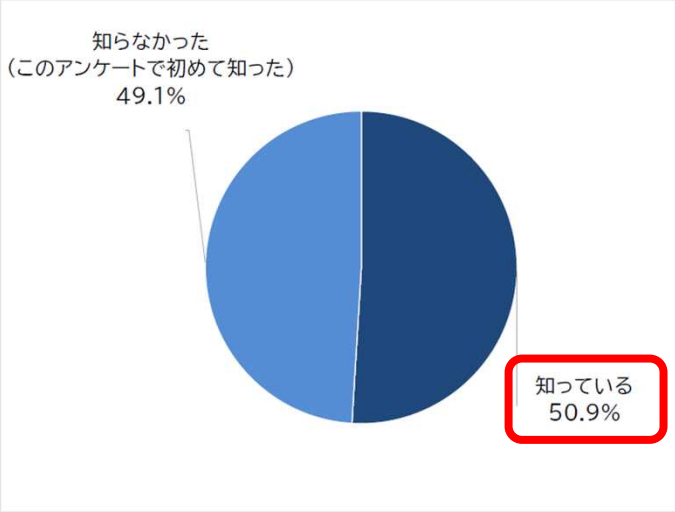

（2）消費者ホットラインの番号「188」を知っていますか（n=265）

項目	人数（人）	割合（%）
知っている	84	31.7
知らなかった （このアンケートで初めて知った）	181	68.3
合計	265	100.0

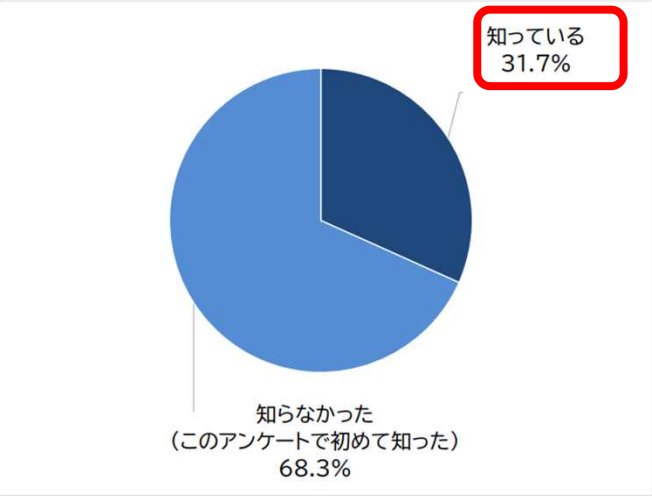

県政モニターアンケート結果（抜粋）

【問13】滋賀県消費生活センターでは、消費生活に関する相談を受け付け、助言・あっせんを行っています。また、出前講座や教材貸出など様々な学習機会の提供も行っています。
(1)滋賀県消費生活センターを知っていますか。(n=265)

項目	人数(人)	割合(%)
センターがあることも業務内容も知っている	74	27.9
センターがあることは知っているが、業務内容は知らない	132	49.8
センターがあることを知らなかった(このアンケートで初めて知った)	59	22.3
合計	265	100.0

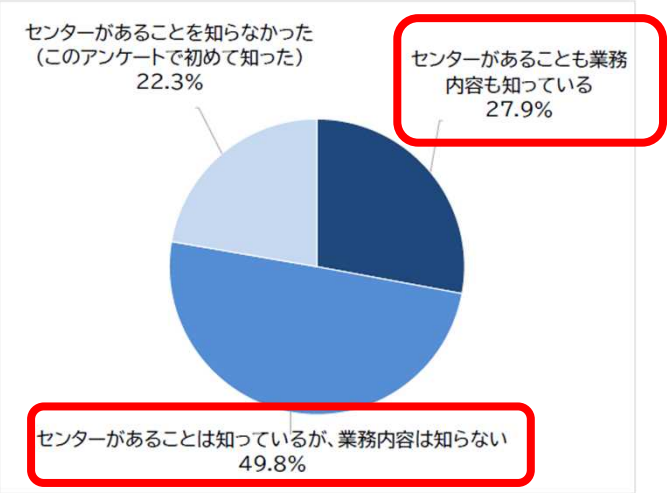

(2)県下すべての市町に、消費生活センター(または消費生活相談窓口)があります。お住まいの市町の消費生活センター(消費生活相談窓口)を知ってい ますか。(n=265)
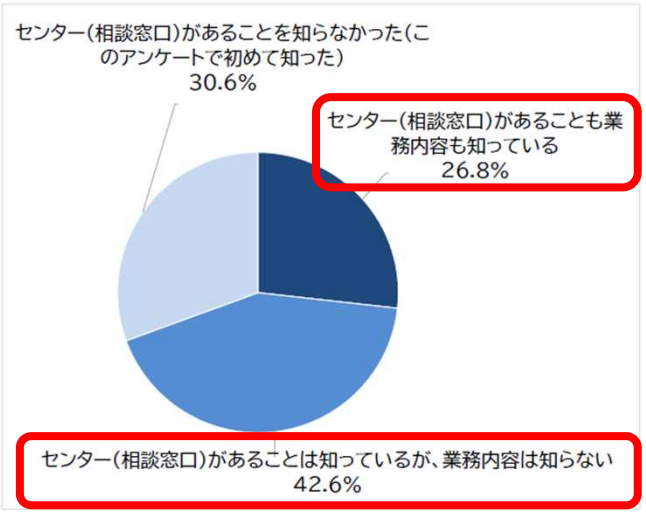
項目	人数(人)	割合(%)
センター(相談窓口)があることも業務内容も知っている	71	26.8
センター(相談窓口)があることは知っているが、業務内容は知らない	113	42.6
センター(相談窓口)があることを知らなかった(このアンケートで初めて知った)	81	30.6
合計	265	100.0